

宅地建物取引士証書換え交付申請書について

氏名又は住所が変更となった場合、宅地建物取引士登録変更申請書と併せて宅地建物取引士証書換え交付申請書及び下記の書類を建築住宅課にご持参又は郵送してください。なお、郵送の際は、簡易書留でお送りください。

- ① 現在お持ちの宅地建物取引士証
- ② 写真2枚（申請書に貼付する顔写真及び新しい宅地建物取引士証に使用する顔写真。但し、住所のみの変更の場合は、顔写真は不要。）
- ③ 宅地建物取引士証返信用封筒（定型・簡易書留で返送しますので、392円分の切手を貼付のこと。）

※ 本来、書換え交付申請時には、次の書類の原本が必要です。

しかし、書換え交付申請書とともに変更登録申請書を提出する場合、住民票の抄本又は戸籍の附票等の原本は、1部のみで可です。

○住所の変更：住民票の抄本（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する個人番号の記載のないものに限り。）又は戸籍の附票

○氏名の変更：戸籍抄本

(送付先・連絡先)

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県県土づくり本部 建築住宅課 総務宅建担当

電話番号：0952-25-7164